

国港管第813号

裁 決 書

審査請求人

住 所 横浜市港北区日吉3-5-24
氏 名 森 田 明

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第9条第1項の規定に基づく「平成11年度及び平成12年度港湾補助金交付申請・交付決定（横浜市）のうち、横浜大桟橋地区で現在行われている横浜港国際客船ターミナル（仮称）工事に関する文書を含む行政文書」の部分開示決定について上記審査請求人から平成13年9月19日付をもって提起された審査請求については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項の規定に基づき、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る部分開示決定処分は、これを取り消す。

審 査 請 求 の 要 旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、情報公開法第4条第1項の規定に基づいて行った「平成11年度及び平成12年度港湾補助金交付申請・交付決定（横浜市）のうち、横浜港大桟橋地区で現在行われている横浜港国際客船ターミナル（仮称）工事に関する文書を含む行政文書」の開示請求に対し、関東地方整備局長（以下「処分庁」という。）が平成13年8月20日付け国関整港総情第14号の3をもって行った部分開示決定について、この取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

不開示とされた部分のうち、一級建築士の登録番号、氏名及び印影並びに一級建築士事務所の個人の印影については、いずれも事業を営む個人の当該事業に関する情報ほかならず情報公開法第5条第1号は適用されないこと、印影については、一般に外部へ提出する文書に押捺しているものであり格別秘匿すべきものではないこと、及び横浜市においても同じ図面についてこれらの情報を開示していることから、同法第5条第1号の「個人情報」に該当するとして不開示としたのは明らかに誤った処分である。

また、不開示とされた部分のうち、起案文書の起案者氏名及び印影について



は、起案、決裁は一連の行為として行政の意思決定がなされるのであり起案部分のみを不開示とする理由はないこと、起案者が係員であればその氏名を不開示とし、係長以上であれば開示するという区別も意味がないこと、多くの自治体では起案者の役職を問わずに開示していること、したがって当該文書は作成全体が職務遂行行為であり、文書全体が公にすることが予定されているものというべきであることから、開示すべきである。

裁 決 の 理 由

原処分において不開示とされた一級建築士の登録番号、氏名、印影及び一級建築士事務所の個人の印影は、本件対象文書の一部である図面に記載されているが、今般、審査庁において調査したところ、処分庁が平成13年8月20日付けで原処分を行った後、横浜市長が「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づき、同年8月22日に本件図面全部を開示していたことが判明した。このため、現時点においては、もはや処分庁がこれらの情報を不開示とすることに意味がなくなったことから、開示することとして差し支えないものと判断した。

本件行政文書に含まれる起案文書の起案者である旧第二港湾建設局の係員の氏名及び印影については、原処分時において、法令上も慣行上も公にされておらず、また、公にすることも予定されていなかったことから、処分庁が、当該職員の氏名及び印影は情報公開法第5条第1号の個人情報に該当するとして、これを不開示とした原処分は適当であったと考える。しかしながら、国土交通省では、平成13年12月発行予定の「国土交通省職員録」において、国土交通省の全職員についてその役職及び氏名を掲載することとしていることから、平成13年11月より国土交通省の全職員について、その官職を問わず同号印に規定する「慣行として公にされている情報」として公開することとしたことから、現時点においては、当該係員の氏名を不開示とする必要性は存しなくなったと判断した。

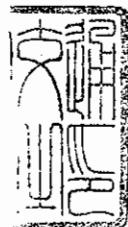
また、本件文書に押捺された当該職員の印影については、氏名の記載と相まって起案者が真正に真意に基づき作成した文書であることを示すために押捺されたものであり、それ以外の格別な情報を含むものであるとは認められないため、当該印影に係る職員の氏名を開示する以上、当該印影についても開示することが適当であると判断した。

よって、主文のとおり裁決する。

平成13年12月4日

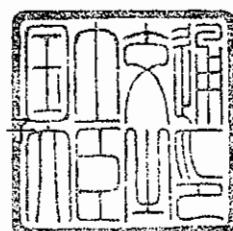
国土交通大臣 林 寛子

本書は裁決書の謄本である。



平成13年12月4日

国土交通大臣 林 寛



スケマクリエイターズマガジン

国情報公開体験記・国土交通省



森田 明

大桟橋問題で、国から補助金が出ていることから、これを機会に国への情報公開請求をしてみよう、ということになった。

眺めのよい情報公開室

7月23日、森田ほか4名程で桜木町近くの横浜第2合同庁舎の中の国土交通省関東地方整備局へ向かった。合同庁舎の入り口の表示にも、エレベーターホールの掲示にも、国土交通省の情報公開室が表示されていてすぐにわかる。13階でエレベーターをおりるとそこにも表示があり、容易に部屋に着く。入り口に「情報公開以外の目的に使わないでください。飲食しないでください。」といったことが書いてある。なぜ、と思ったがその疑問はほどなく解ける。

部屋に入ると、オンブズマン事務所の3倍はあるかと思われる広大な空間に職員が一人ぽつんと座っている。訪問者は他にはおらず、我々の訪問にちょっと驚いたようだが（でも数少ない「本格的なお客様」でうれしかったのかも知れない）、丁重に対応してくれる。

市民オンブズマンとは述べず、大桟橋に関して国がかかわっているようなので、その文書を請求したいというと、（我々が紳士そろいだったせいか？）素性や目的を詮索したりもせずにすぐに係りの人を呼び出してくれる。

やり取りをする中で、国の関与には大きくいって、①補助金の申請・決定と②成果検査がある、①の書類はここにあるが、②は直接本省が行なうのでここに文書はないという。①に関する文書を請求し、②は申立書を移送してもらうことにする。

請求時に手数料（1件300円）を印紙で貼って払わねばならないので、一人に買いに

行ってもらう。こちらが一人だけだったら、こんなことも結構面倒である。

ところでこの部屋は広いだけでなく、角部屋でやたら見晴らしがよい。みなとみらい地区が眼下に一望できる。これでは、弁当をもってここで飲み食いしようという輩がいてもおかしくないな、と掲示の意味に思い至った。

どこで請求するかがまず問題

この部屋には、開架の書庫に国土交通省関東地方整備局関係の港湾等のパンフレットや情報公開制度のパンフレットが平積みで（立てておくほどの種類・量がない）並べてあった。情報公開のパンフには総務省作成の「情報公開制度利用の手引き」（をカラーコピーしたもの）と、国土交通省大臣官房広報課情報公開室作成の「国土交通省における情報公開窓口等の案内」という二つがあった。前者には、各省庁の本省（霞ヶ関）の情報公開窓口と総務省の情報公開総合案内所の一覧が載っているが、各省庁の地方の窓口はわからない。後者は、国土交通省の各地の受付窓口の一覧があり、これを見なければどこに請求してよいかわからない。

私たちが訪れた合同庁舎には複数の省庁の機関が同居しているが、それに情報公開室があり、それも紛らわしいことは紛らわしい。さらに総務省の神奈川県内の情報公開総合案内所は山下町の合同庁舎にあるが、総合案内所とはいっても、請求するには桜木町の合同庁舎なりの当該省庁の情報公開室に行くことになる・・・と国の縦割り構造を見事に反映していて何ともややこしい。我々が一発で請求できたのは予備知識があったればこそで、慣れない利用者は混乱しそうである。

請求の数日後、担当者から電話があり、「大変申し訳ないが、移送が可能なのは両方に受付権限がある場合のみとわかった。成果検査に関する文書はこちらにない以上受け付けて移送することはできないので、改めて本省宛の請求書を書いてこちらで預かって送るか、

本省に直接請求して欲しい。」とのこと。まだ担当者も取扱に慣れてはいないようである。

不開示の中身にピックリ

決定は8月20日付けできた。しかし、その内容にも少なからず驚かされた。「一級建築士の登録番号、氏名、印影及び一級建築士事務所の個人の印影」と「当局作成起案文書の起案者氏名、印影」が個人情報であることを理由に不開示とされたのである。

開示は、8月27日から1か月以内の間にしてくれ、ということも書かれている。9月14日に行くこととした。

三島、綾部、森田の3名で開示を受けに行くと、どうしたものか、部屋が仕切られて狭くなっている。

興味深い市の開示文書との比較

原局の職員が2名来る。こちらは、すでに横浜市に請求した補助金申請文書の分の開示を受けコピーも入手していたので、それと照合しながら内容を確認し、コピーする部分を絞り込む（国のコピー代は1枚20円で、横浜市より高い）。

照合すると、補助金の申請書などは同じ文書が両方にあるはずだが、国にある文書では訂正されているのが市の控えでは訂正されていなかったり、国に出ている文書が市の控えになかったり、また、市の決裁文書では申請書の原案しかなく、日付、印の入った国に出した文書そのものの控えはないことがわかった。

重複部分を除いて、コピーする部分を特定し、代金を計算してもらい、請求時に前回貼付した印紙代分を差し引くというややこしい計算をすると、あと700円ほど印紙を貼るようにということ。今度は綾部さんが印紙を買いに行く。

どうなる不服申立？

実際にコピーが出来上がったのは週明けの17日であった。不服申立書を出すこともあったので、翌18日に森田が受取に行く。

カラー図面をどうするかについては、カラーでコピーする制度になっていない、などと言っていたが、「今回はこちらの判断でした」と、（同じ料金で）ちゃんとカラーコピーになっていた。

不服申立書も受け付けたが、あとから、副本が必要なので追加して出すように言われた。

全般的な感想としては、不慣れではあるが、そう悪い対応ではなかった。不服申立がどうなるかはこれからのお楽しみである。